

小規模な倉庫の建築物の定義	関係法令	法第2条第1号
---------------	------	---------

「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)」(平成27年2月27日国住指第4544号)における「小規模な倉庫」の「小規模」の取扱い及び小規模な倉庫を設置する際の注意事項は以下のとおりとする。

1. 「小規模」の取扱い

「小規模な倉庫」の「小規模」とは、「奥行が1m以下かつ高さが2.3m以下で、床面積が2㎡以内」とする。

※技術的助言の趣旨を踏まえ、内部に人が立ち入れずに外部から荷物の出し入れを行うことができる規模に鑑み、「小規模」の数値を示したものである。

2. 注意事項

1に該当するものであっても敷地内に2棟以上設置する場合は、2棟目以降は建築物として取り扱う。

※これらの取扱いは、品川区において建築確認を受け付ける場合の取扱いです。
指定確認検査機関に建築確認を申請する場合は、申請先の機関にご確認下さい。